

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 平成29年 8月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 平成29年 8月 7日
3. 開会の日 平成29年 8月21日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭子 一
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 7名 蛭子 一 委員・大坂 秀美 委員
稲田 直樹 委員・宮本 政文 委員
石川 浩 委員・吉井 繁信 委員
池田 香代子 委員
8. 欠席委員数及び氏名 1名 谷川 英昭 委員
9. 通知した会議の目的たる事項
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書（町農業委員会許可分） 1件
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~
● ● ● ● ● ● ● ●
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 1件
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~
● ● ● ● ● ● ● ●
議案第2号 その他
10. 開 会 午前 9時26分
11. 閉 会 午前10時05分

上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするために、会長及び出席した2名が署名、押印する。

平成 年 月 日

会 長

委 員

委 員

午前9時26分 開会

○蛭子会長 谷川さんから欠席届が出ております。

ということで、全員そろっておりますので、ただいまから第2回目の農業委員会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

早速なんですけど、まず議案の審議からしていきたいと思っておりますので、議案について。

○事務局 いや、いいでしょう。●●さんの名前ですから3条やき、5条とかでないのかまわない。

○蛭子会長 それでは、第1号議案のほうを事務局のほうから御提案いただきます。

○事務局 済いません。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請ということで、これは町の農業委員会の申請部分になります。

議案第1号で、受け付け番号1番、農業委員会受け付けが平成29年8月2日、所在地に係る土地ですけれども、所在地、字津の郷、番地が●●●番、地目、台帳、田、現況も田、面積が1,100平米、譲り渡し人のほうが宇多津町大字東分●●●●番地、●●●●様、譲り受け人のほうが宇多津町●●●●番地、●●●●。所有権の移転ということで、農地での購入となります。場所につきましては、2ページ後ろに行っていたら、位置図の部分の次のページ、●●●●の裏に東側きになります。こちらの農地になります。

内容としましては、経営規模の拡大ということで、この農地、それから譲り渡し人のほうに関しましては、もう農業を廃止ということで申請が出ております。あと、隣接同意は要らないので、それで申請が上がってきております。

以上です。

○蛭子会長 それでは、第3条申請ということで、市民の反抗かそのままの農地として家が建つのはありません。農業、田んぼをすると。田んぼから田んぼにという話です。御意見ございましたら。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局 よろしいでしょうか。

ほな、これは許可で出すということで。

続きまして、第2号議案です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請ということで、これに関しては農業委員会受け付け、平成29年8月4日、所在地、字津の郷●●番●、●●番●、●番●、地目、台

帳、田、現況も田でございます。面積が一番上から505平米、88平米、99平米、譲り渡し人のほうが宇多津町大字東分●●●●番地、●●●●様、譲り受け人のほうが三豊市詫間町●●●●●●●●番地●、●●●●●●様、所有権移転で、内容といたしましては、共同住宅を建てるということで、場所については一番最後のページになりますけども、津の郷の●●●●の一番奥側きになります。場所的にはそちらのほうになります。多分、この前に会長も現地確認というか立ち会いをされてる部分で、2階建て1棟をする予定でございます。あと、所有権の移転でございます。

以上です。

○蛭子会長 それでは、金井さんのほう、事務局のほうから御説明がありましたように、立ち会いはいたしました。

○蛭子会長 ちょっと後先おくれましたけども、申しわけございません。

きょうの議事録署名委員につきましては、稲田さんと宮本さんをお願いいたします。後先おくれましてごめんなさい。

○蛭子会長 それでは、その他の項目で、事務局のほうから。

○事務局 今、A4判の分を置いておりますけども、これに関しては地籍調査事業に係る一筆調査後における農地地目の認定ということで、昨年この網の浦地区のほうを地籍調査いたしました。その中で、登記簿上残っております、現況は宅地になっておりますので、田んぼなり公衆用道路ということで、地籍においての現況主義ということになりますので、これを地籍の部分で登記をし直しすると。実質、田んぼもなければ公衆用道路も宅地になって、相当古い話でございますけどもそういう状態でありますので、一応農業委員会の方に承認を得たいということで書類が出てきておりますので、そこら辺を審議いただいて、農地転用許可とかそういう部分はもう出せませんので、ここで審議してこれによしということであれば地籍のほうへ回答すると。地籍担当者のほうへ回答する予定でございます。

○蛭子会長 私のほうから一言。

所有者の名前がないのは、わからんの。

○事務局 これは宇多津町です。上2つは公衆用道路ですから。

○蛭子会長 ほんな、名前のある分、真ん中4つか。

○事務局 はい。と、一番下。これは雑種地、これどこやろ。ちょっと待ってください。

○蛭子会長 これ、本人はお話しできとん。本人は。知らんのだったら、こやなところを

こないに直さないかんぞというような話は全然してないん。

○事務局 いやいや、地籍で現況主義なんで、現況はそれになってますよと。登記簿上の話でございますんで、本人には話はしよりますけども。

○蛭子会長 地目を変更する、畑から宅地になつとるきん確定しますよという。

これ、平米数は。

○事務局 濟いません、一番下の宇多津町でございます。場所はこれが一番広いんですけども、これはもとのプールの跡地、今の駐車場になってるところですね。違う違う、そのの。

○宮本委員 役場の東側。

○事務局 南側のあそこの部分で。

今言われよった分は、もうこういうふうに変えるというんは本人も了承しております。また、書類をつくって今から何年前の分で資金証明やどうのこうのということもできませんので、農業委員会で承認をいただいたら地籍のほうで照会がかかっておりますので、地籍のほうへ返事を返すことによって、地籍業務の中で変更ができるというふうになっております。

○事務局 もうずっと。8月、12月。毎年、ここ地籍を始めて23年からやから、24年以降は年に1回、こういう形で農地から田んぼになっておる部分に関してはうちのほうに照会があつて、返答をして回答を返すと。それによって、地籍のほうから法務局に対して地目変更みたいな形で書類を上げて直すという形です。

○蛭子会長 それでは、その他でございますけれども、お手元へ要望書、先ほど始まる前にちょっと言いましたけども、地籍調査なんか現在進行中のところと全然進まないところというふうにあるんですが、これを新しく農業委員会がスタートいたしましたので、この項目でのけてしまうんだつたらのけてしまう。新たに追加する項目があるんだつたら新たにすると、また修正するというような、削除か修正か追加かというようなことで御検討いただけたらと思います。

きょう、この後耕作放棄地の調査に参りますんで、時間がありませんのできょうはもうとって帰って読んで、また置いていただきたいというふうに思います。

○蛭子会長 なければ、暑い中ですけどもひとつ。車にはみんな乗れるん。

○事務局 はい、乗れます。

○蛭子会長 よろしくお願ひします。

ほかに、そっち何か。

○事務局 いえ。後は個別の話になるんで。

済いません、それではここで閉めさせていただいて、10時10分にその下のところに10人乗りのマイクロを用意しておりますので、そちらのほうでちょっと暫時休憩をお願いしたらと。10時10分になったら下へおりていただいたらよろしいかと思えます。

午前10時05分 閉会